

## 市町DX推進・人材育成支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

市町DX推進・人材育成支援業務（以下、「本業務」という。）

### 2 目的

国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、各市町は、フロントヤード改革の推進や情報システムの標準化・共通化などの重点取組事項をはじめ、幅広いDXの取組を進めることとされており、県においては、広域的な行政主体として、市町の相談に応じ、支援を行うことなどが求められている。

県内市町においては、組織体制の整備や人材の確保・育成などDX推進体制の構築や重点取組事項の取組状況などについて、その進捗や抱える課題は様々であることから、県が確保した専門人材を直接県内市町へ派遣することで、各市町が業務効率化や住民の利便性向上に向けたDXの取組を着実に進めることができるよう、市町のニーズに応じた支援を行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 4 履行場所

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課が指定する場所

### 5 委託上限額

15,957,964円（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 業務内容

事業対象市町（5市町）に対し、市町の課題を聞き取り、その課題に応じた専門人材を派遣し、DXに関する方針・計画の策定、システム調達の適正化等に関する情報提供や技術的な助言等を行い、対面での伴走支援を行う

#### (1) 事業対象

県内で5市町を事業対象とする。対象市町の選定に関しては、県が県内市町に対して意向調査を実施し、受託者と協議のうえ選定する。

## (2) 実施方法

- ・受託者は、対象5市町に対して、事前ヒアリング（オンライン可）を実施し、現状の課題把握や支援内容に対する認識のすり合わせを行うこと。
- ・上記ヒアリングをもとに、支援計画を策定した上で、支援を開始すること。また、支援計画は支援開始前に県へも提出すること。
- ・専門人材については、下記支援内容についてDX支援経験や実績を有する者を配置すること。また、選定については、対象市町・県と面談を実施の上確定すること。
- ・専門人材による対象5市町への伴走支援は、支援期間最大8か月（令和7年7月～令和8年2月）とし、その期間内で15回以上、合計120時間程度、現地訪問を行うこととする。
- ・支援途中で、対象市町の方針や体制等の変更が生じた場合、または、対象市町における優先事項が変更した場合等は、専門人材の承認を得たうえで他の専門人材への変更を可能とすること。
- ・本事業で受託者が使用する設備及び機器（PC、カメラ、マイク等）については、受託者において用意すること。

## (3) 支援内容

「(4) 三重県内市町の抱える課題の一例」を参考にした支援内容とすること

<支援の想定>

- ・DXの機運醸成支援
- ・DXの全体方針・計画策定支援
- ・システムの調達、導入に係るベンダーとの調整や検討支援
- ・業務改革（BPR）実施支援
- ・セキュリティ対策支援

## (4) 三重県内市町の抱える課題の一例

- ・BPR・フロントヤード・人材育成・ツール導入などのデジタル化が進んでいないのでアドバイスをもらいながら進めたい。
- ・助言というより一緒に汗をかいて考えてくれる人材がほしい。
- ・RPA や生成 AI 等の活用をもっと広げたい。原課に入って一緒にやってほしい。
- ・電子申請の作りこみをしてほしい。
- ・DX 推進計画を一緒に策定してほしい。

## (5) 最終報告会の実施

- ・事業報告会を実施し、支援成果や課題等について報告する（令和8年3月中）。

## 7 進捗確認及び成果物の作成・共有

- ・受託者は、月に1回程度、進捗状況を整理した定例報告書を三重県に提出すること。必要に応じて、WEB会議にて報告すること。
- ・定期的に支援対象自治体へヒアリングを行い、状況把握を行うこと。
- ・業務完了後は、全ての支援内容や対応結果等を整理し、県へ報告書を提出すること。

## 8 委託業務の役割分担とスケジュール

項目	本県	受託者	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
対象市町選定	○		←→											
対象市町支援計画策定		○		←→										
専門人材の選定	△	○		←→										
専門人材の派遣	△	○				←								→
事業報告会の実施		○											←→	
月次報告・進捗確認	△	○		←										→

○:メインとして主務的に実施する

△:サブとして助言等を行う

## 9 業務の実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を統括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を契約締結後、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、県との連絡・調整が速やかに行うことができる連絡・調整体制を構築すること。また、県と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。
- (4) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。
- (5) 打ち合わせについては、必要に応じ Web 会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきことと Web 会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

## 10 実施計画書等の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、県の承諾を受けてスケジュール管理を行うこと。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。
- (3) 本業務に関わる専門人材については、別途、対応可能分野や得意領域等を示した一覧表を提出すること。

## 11 成果物

- (1) 納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。
- (3) 本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。以下の成果物を電子データにより1部ずつ提出すること。
  - ① 業務実施体制図：契約締結後、速やかに
  - ② 業務実施計画書：契約締結後、速やかに
  - ③ 専門人材の対応可能分野や得意領域等を示した一覧表：契約締結後、速やかに※専門人材が変更になった場合はその都度
  - ④ 月次報告書：当月分を翌月15日まで※WEBによる報告を行う場合は、その都度決定
  - ⑤ 事業報告会：令和8年3月上旬まで
  - ⑥ 最終報告書：令和8年3月31日まで

ただし、成果品の所有権は、引き渡し完了したときに本県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

## 12 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

### 13 受託上の留意点

- (1) 本業務 について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は本県あるいは取組に参画する県内市町が用意する。
- (3) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。
- (5) 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報の保護に関する法律、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置  
受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 担当課に報告すること。
  - エ 契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。